

熊本県水産製品製造業等緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 熊本県水産製品製造業等緊急支援事業（以下「補助事業」という。）の実施にあたっては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、本要領により定めるところによる。

(事業目的)

第2条 補助事業は、新型コロナウイルス感染拡大や資材価格高騰の影響を受ける中において、食品衛生法の改正に伴い新たに営業許可の取得が必要となる事業者に対して、許可取得のために必要な施設整備を支援することにより、本県事業体の経営継続を図るために実施する。

(定義)

第3条 この要領において「補助事業者」とは市町村をいい、「事業主体」とは、商工会、商工会議所、漁業協同組合、事業者等で組織する団体をいう。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助対象経費、補助要件等は、別表のとおりとする。
2 補助金は市町村が事業者に対して交付するものとし、県は当該経費について、市町村に対して交付するものとする。

(補助事業の募集)

第5条 補助事業の募集期間は別途定める。

(事業実施計画書の提出)

第6条 事業主体は、あらかじめ要項第3条の規定による事業実施計画の承認申請を行うこととし、申請にあたっては事業実施計画書（要領別記第1号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の認定を受けた後、各事業者は規則第3条の規定による補助金の交付申請を行うこととし、申請にあたっては事業計画書（要領別記第2号様式）を添付するものとする。
2 前項の補助金の交付申請にあたっては、当該補助金における消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の内容等の変更）

第 8 条 規則第 7 条の変更申請には、要領別記第 2 号様式を準用した変更事業計画を添付するものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 13 条の規定による実績報告にあたっては、事業実績書（要領別記第 2 号様式）を添付するものとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 6 年（2024 年）3 月 15 日のいずれか早い日とする。
- 3 知事は実績報告受領後に、必要に応じて、現地確認を行うことができる。なお、補助事業者等は知事の現地確認に際し、関係書類を提示し、現地確認に対し協力を行うものとする。

（財産の管理等）

第 10 条 事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳を作成し、処分制限期間中は管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 11 条 本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める期間を準用する。

（その他）

第 12 条 補助事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この実施要領は、令和 5 年 5 月 31 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降に行われた事業について適用する。